『C-Book 刑法皿 第3版』 お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2012年11月8日現在

ページ	場所	誤	正	更新日
参考文献	13 行目	犯罪各論 (二版) (成	犯罪各論(第 二版)	2005. 02. 07
		文堂)	(筑摩書房)	
参考文献	下から5行目	「刑法の争点~」と	(執筆者名~) がずれ	2005. 02. 07
		ている		
2	下から 10 行目	成立	性質	2005. 01. 17
18	下から 12 行目	業務上過失傷害罪	業務上過失 致傷 罪	2005. 02. 07
19	下から 17 行目	業務上過失傷害罪	業務上過失 致傷 罪	2005. 02. 07
22	3 行目	女性の毛髪の切断	剃刀による女性の頭	2005. 01. 24
			髪の切断	
39	4 行目	助産婦	助産師	2005. 03. 06
46	問題の所在 1行目	前述 (○の中に 1)	前述のように、 法令、	2004. 11. 17
		~ (○の中に 5) が	契約、事務管理、慣	
		挙げられる ※文字	習、条理が挙げられ	
		化け防止のため、丸	る」	
		数字の「1」は『〇		
		の中に 1』、「5」は『〇		
		の中に 5』と標記し		
		ました。		
48	Check it	しかし、C説からは	しかし、C 説から も	2004. 11. 17
	下から3行目			
49	1 行目	遺棄致死傷罪	遺棄 等 致死傷罪	2005. 01. 20
	Check it 2行目	保護責任者遺棄罪	保護責任者遺棄 等 罪	2005. 01. 24
65	右欄1行目	225の2条1項	225条の2条1項	2005. 03. 07
83	下から7行目	看取	看守	2005. 01. 19
84	図表【新住居権説】	住居の支 配	住居の 支配	2005. 01. 18
	左下欄			

85	【錯誤に基づく承	住居権説	新 住居権説	2005. 01. 06
	諾】表中			
90	5 行目	助産婦	助産 師	2005. 01. 17
98	右欄外1行目	団籐	可 藤	2005. 01. 17
160	表下上から 10 行目	売上金を押送する	売上金を 搬送 する	2005. 07. 29
236	33, 35 行目	200 万円	100 万円	2005. 03. 08
238	17, 19 行目	もの	ぶつ	2004. 03. 25
245	表内否定説欄下か	すでに受給者が	すでに 受託者 が	2005. 07. 29
	ら7行目			
246	右欄外下から 10 行	「領得行為によれ	「領得行為 説 によれ	2004. 07. 08
	目	ば」	ば」	
272	表内肯定説理由欄	B が欺かなければ交	B が欺か れ なければ	2005. 07. 29
	下から4行目	付しなかったであ	交付しなかったであ	
		ろう	ろう	
358	下から6行目	「163条の2第2項	「163条の2第2項で	2004. 07. 08
		で処罰される」	処罰される ことにな	
			りました。」	
369	下から3行目	一般人をして	一般人が	2005. 07. 29
372	2 番目の表、変造説	文書の内容的に同	文書の 同一性を内容	2005. 07. 29
	欄下から4行目	一性を害しない程	的に害しない程度の	
		度の改ざん	改ざん	
374	アドヴァンス、上か	名義を冒書した場	名義を 冒用 した場合	2005. 07. 29
	ら2行目	合		
409	【行使の相手方】表	行使の相手方	共犯の成否	2005. 01. 06
	題			
437	表内:加重逃走罪・	拘引状の執行を受	勾引状 の執行を受け	2005. 03. 05
	主体の欄	けた者	た者	
448	右欄 How to 下から	可罰成否定説	可罰 性 否定説	2004. 07. 12
	6 行目			
464	下から5行目	刑事被告人が自ら	刑事被告人が自ら宣	2004. 01. 11
		宣誓しても本罪の	誓しても本罪の 主体	
		客体		

		1	
の意義〉の	事実に反している	事実に反しているこ	2003. 11. 20
	こと	と の認識	
] - [故意]			
意義】理由	信憑性を有するわ	信憑性を有するわけ	2005. 01. 17
	けではないから	ではないが	
植人から7	虚為告訴罪	虚 偽 告訴罪	2005. 07. 29
行目			
説欄上から	虚為告訴	虚 偽 告訴	
	7-1、二3(2)	7-1, - 3(2)	2005. 07. 29
行目	人を恐喝する目的	人を恐喝する目的で	2008. 09. 01
	で監禁した場合、監	監禁した場合, かつ	
	禁罪との牽連犯と	ての判例は監禁罪と	
	なる。	の牽連犯としてい	
		た。しかし、最決平	
		17.4.14 はこれを変	
		更し, 併合罪とした。	
	致傷の場合は6月以	致傷の場合は6月以	2008. 12. 13
ek it	上 10 年以下の懲役,	上15年以下の懲役,	
	致死の場合は2年以	致死の場合は 3 年以	
	上 15 年以下の懲役	上の懲役になる。	
	になる。		
行目「遺棄	(最高刑が懲役 10	(最高刑が懲役 15	2008. 12. 13
護法益」中	年)	年)	
· 目			
	一[故意] 一[故意] 意義】理由 ででである	こと こと こと こと こと こと こと こ (表	こと との認識